

年 月 日

関西電力送配電株式会社 殿

(契約者) \_\_\_\_\_ 印

### 同意書

私は、\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に受給開始した電力受給契約（認定ID：\_\_\_\_\_）について、新たに認定を受ける発電設備を増設するための申込みを行うにあたり、以下の内容について同意します。

### 記

1. 各々の認定発電設備（以下「各認定発電設備」という。）毎に、計量法に定める検定を受けた計量器（以下「発電メーター」という。）を設置するとともに、本契約期間に亘って発電メーターの検定にかかる有効期限ならびに保守の管理を行うこと。

なお、貴社が、発電メーターの設置状況、指示数等を確認する必要があると判断し、発電メーターの設置場所に立ち入りを求めた時は、すみやかにこれに応じるとともに、次に掲げる場合には、適切かつ迅速な対応を行うこと。

(1) 発電メーターに故障等の異常が発生した場合

貴社に対して異常が発生したことを報告したうえで、自らの責任と負担においてその原因となる事象をすみやかに解消すること。また、その結果についても貴社に対して遅滞無く報告すること。

(2) 発電メーターの設置または取替えを行った場合

貴社に対して発電メーターの設置または取替えしたことをすみやかに報告するとともに、当該発電メーターの「計器番号」、「検定の有効期限日」、「取付指示数（取替の場合は、取付・取外指示数）」および「実物写真」を併せて送付すること。

2. 本契約期間において、毎月、貴社が指定する日における各認定発電設備の発電メーターの検針結果を、貴社の検針日の午後5時までに貴社所定の様式により報告すること。

また、毎月の検針時には、現に検針した日付と指示数が確認できる発電メーターの写真を撮影のうえ保管しておくこととし、貴社から指示数の正当性の証明を求められれば、これをすみやかに提出のうえ説明すること。

なお、当該検針に関する連絡先は、下記のとおりとすること。

氏 名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

3. 各認定発電設備の料金算定期間における受給電力量は、貴社が定める『再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下、「要綱」という。）』「2.6 計量および検針」による受給電力量を、各認定発電設備の料金算定期間における発電電力量（各発電メーターの当月検針時における指示数と前月検針時における指示数の差引きにより算定した値）の比率により按分してえた値とすること。
4. 前記1. または2. に約する事項を履行できなかった場合、その他の理由によって各認定発電設備からの電気の供給量を特定できないと貴社が判断した場合には、当該料金算定期間における受給電力量は、前記3. によらず、貴社が電力量計により計量した値とし、また、受給料金の算定にあたっては、各認定発電設備に適用される調達価格にかかわらず、そのうちの最も安い調達価格が適用されること。
5. 本同意書または要綱に定める事項を遵守しない場合、貴社が電力受給契約を解除できること。また、その場合、すみやかに自らの責任と負担において、貴社が電力を受給できないよう必要な措置を講ずること。

以上